
參 考 資 料

平成16年財政再計算結果

1 平成16年年金制度改革における給付と負担の見通し

給付水準 (厚生年金(夫婦の基礎年金を含む))

今後の少子化の中でも、標準的な年金の給付水準は、年金を受給し始める時点(65歳)で現役サラリーマン世帯の平均的所得の50%を上回るものとする。

平成35年度以降:50.2%

現在の59.3%から、現役世代の人口減少とともに水準を調整。
ただし、もらっている年金額は下げる。

年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加するが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなる。

保険料負担 (厚生年金・国民年金)

改正前 厚生年金:13.58%
(本人6.79%)
国民年金:13,300円

(厚生年金)
・平成16年10月から
毎年0.354%
(本人0.177%)の増
※平均的勤労者(月
収36.0万円、ボーナス3.6ヶ月分)本人
各月650円
ボーナス1回1,150円
(年2回)

(国民年金)
・平成17年4月から
毎年月額280円の増
(平成16年度価格)

平成29年度以降
厚生年金:18.30%
(事業主9.15%)
国民年金:16,900円
(平成16年度価格※)

※「平成16年度価格」
16年度の賃金水準を基準として
価格表示したもの。
実際に賦課される保険料額は、
16年度価格の額に、賦課される
時点までの賃金上昇率を乗じて
定められる。したがって、その額
は今後の賃金の上昇の状況に応
じて変化する。

基礎年金国庫負担 割合の 引上げとその道筋

平成16年度:着手

財源:年金課税の見直し
(公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止)

増収約2,400億円のうち地方交付税分を除く約1,600億円を基礎年金に充当
(11/1000)

平成17年度・18年度:
適切な水準にまで引上げ

・平成17年度は、定率減税の2分の1縮減による増収分のうち1,101億円を基礎年金に充当

・平成18年度は、定率減税の縮減・廃止を踏まえ、国庫負担割合を1/3+25/1000に引上げ

・平成19年度は、平成19年度以降の国庫負担割合を1/3+32/1000に引上げ

平成19年度を目指す
【平成16年12月与党税制改革大綱】
消費税を含む税体系の抜本的改革を実現

平成21年度まで:
2分の1への引上げ完了